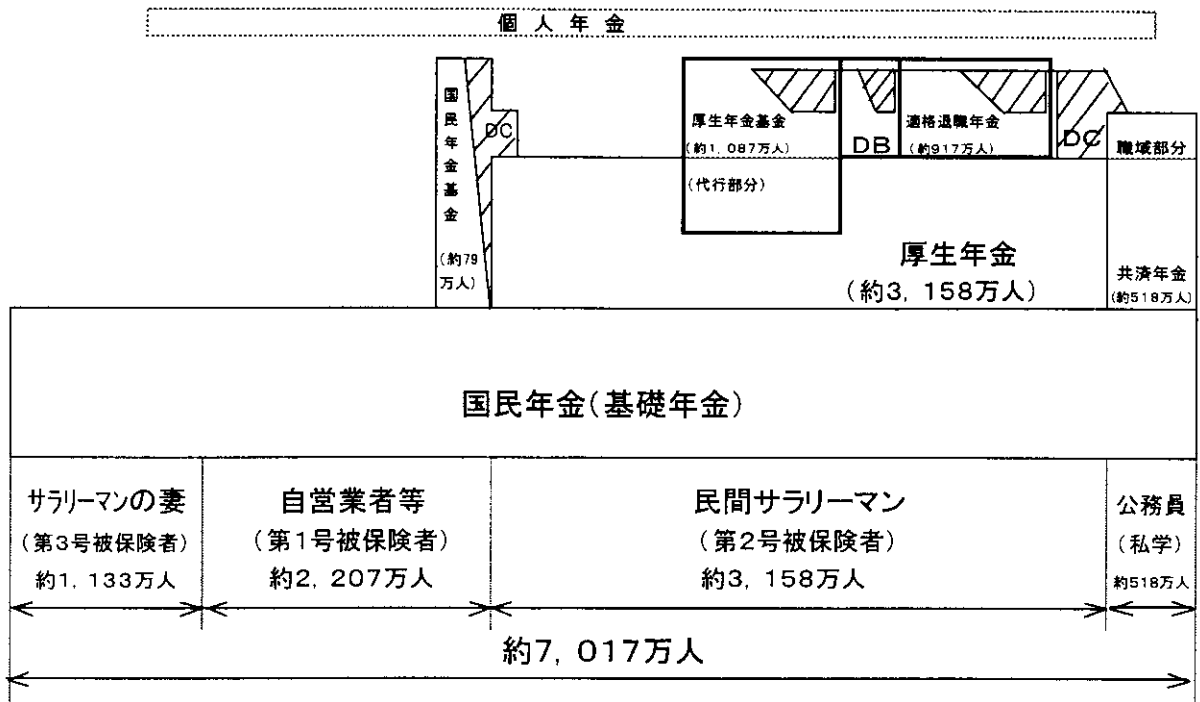


企業年金等関係参考資料

I	我が国の企業年金制度の体系と企業年金改革	1
II	厚生年金基金制度	
1	厚生年金基金制度の概要	3
2	厚生年金基金制度の現状	5
3	厚生年金基金の代行返上	10
4	厚生年金基金連合会の事業	13
III	確定給付企業年金制度	
1	確定給付企業年金制度の概要	17
2	確定給付企業年金制度の現状	25
	<備考>確定給付企業年金法案に対する附帯決議	26
IV	確定拠出年金制度	
1	確定拠出年金制度の概要	28
2	確定拠出年金制度の現状	32
	<備考>確定拠出年金法案に対する附帯決議	37
	<備考>諸外国の年金改革の動向（DC関係）	39
V	国民年金基金制度	
1	国民年金基金制度の概要	41
2	国民年金基金の現状	42
VI	その他	
1	個人年金	44
2	企業年金各制度の税制	45

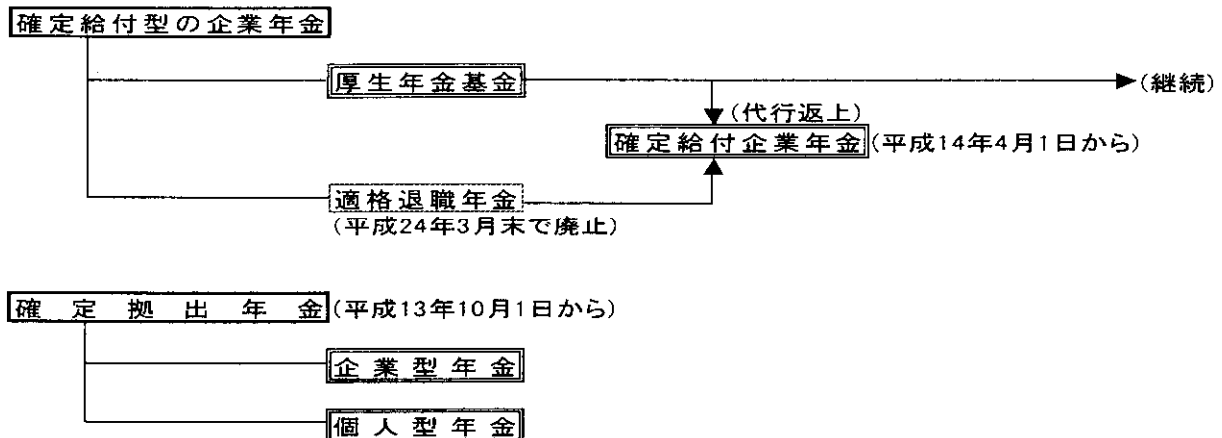
I 我が国の企業年金制度の体系と企業年金改革

(年金制度の体系)



- (注1) 図中の加入者数は平成13年度末現在
- (注2) ・ 確定拠出年金(DC)加入者は企業型32.5万人、個人型1.4万人(平成14年度末現在)
 ・ 確定給付企業年金(DB)加入者数は11万人(平成14年度末現在で承認時の予定加入者数)
 ・ 個人年金は生命保険の個人年金保険等の契約件数で約2,300万件(平成14年度末現在)
- (注3) 厚生年金年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金、確定拠出年金は複数の制度を持つ場合あり

(企業年金制度改革)〈平成13年〉



〈改革の背景〉

- 貸金体系の変化、雇用の流動化
- 企業会計の見直し (退職給付債務)
- 運用環境の悪化 (積立不足への追加拠出)

(日本の年金・退職制度の沿革)

	公的年金	企業年金・退職金
16	労働者年金保険法制定	<p>(20年代以降企業において退職一時金制度が発達)</p> <p>中小企業退職金共済法制定 特定退職金共済制度発足 適格退職年金制度発足</p> <p>厚生年金基金制度発足</p> <p>勤労者財産形成促進法制定</p> <p>・厚生年金基金の努力目標水準の制定 ・厚生年金基金連合会の加算年金通算事業、支払保証制度の実施</p> <p>国民年金基金制度発足</p> <p>・厚生年金基金の免除保険料率複数化</p> <p>・厚生年金基金の非継続基準による財政検証、時価基準による資産評価の導入、5:3:3:2規制の完全撤廃</p> <p>・厚生年金基金の免除保険料率及び最低責任準備金の凍結</p> <p>(退職給付に係る新会計基準の導入)</p> <p>確定給付企業年金法制定 確定拠出年金法制定 → 受給権の保護、確定拠出型の導入、労働移動に対するより柔軟な対応、制度選択の幅の拡大</p>
19	厚生年金保険法に改称	
29	29年改正(全文改正) ・定額、報酬比例の2本建て ・男子60歳、女子55歳支給	
34	国民年金法制定	
37		
40	40年改正:1万円年金	
41		
44	44年改正:2万円年金	
46		
48	48年改正 ・物価スライド制、賃金再評価制度導入 ・5万円年金	
51	51年改正:年100万円年金	
60	60年改正:基礎年金の導入	
63		
平成 元	元年改正:完全自動物価スライド方式の導入	
3		
6	6年改正 ・可処分所得スライド制の導入 ・定額部分の支給開始年齢引上げ	
9		
11		
12	12年改正 ・給付水準の5%カット ・報酬比例部分の支給開始年齢引上げ	
13		

II 厚生年金基金制度

1 厚生年金基金制度の概要

- 企業の事業主が公法人である厚生年金基金を設立し、国の老齢厚生年金の一部を代行するとともに、独自の上乗せ給付を併せて支給する制度として昭和41年に創設された。

<給付>

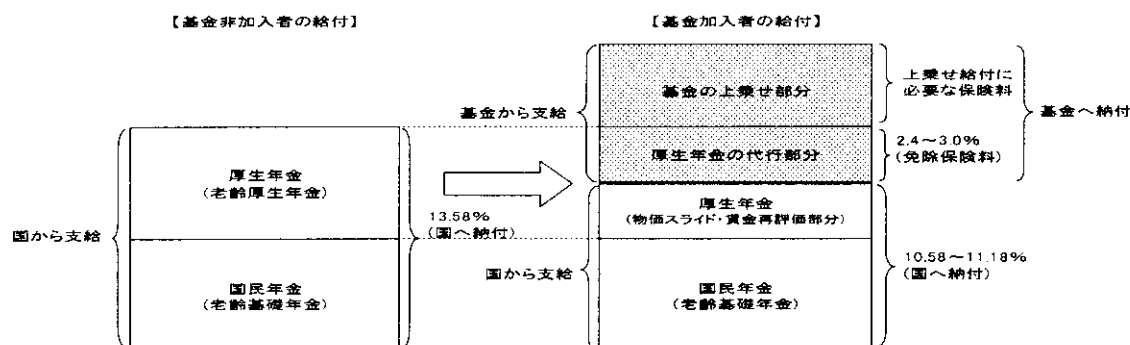
- 厚生年金基金は、老齢厚生年金の物価スライド、賃金スライド部分を除いた部分を代行する（代行給付）。
- 併せて上乗せ給付（代行部分の1割以上の給付）を支給。

<掛金>

- 基金は、基金の行う事業に要する費用に充てるため、掛金を徴収する。事業主は加入員・事業主負担分の掛金を納付する。
- 事業主は、代行部分に見合う保険料（免除保険料）の国への納付を免除される。

<財政>

- 基金の財政方式は、将来の年金給付に必要な資金を給付事由が発生するまでに積み立てるという事前積立方式である。



(参考) 厚生年金保険料率と免除保険料率の主な推移

(単位：%)

改正時	改定年月	厚生年金保険料率 (男子)	免除保険料率 (男子)
昭和41年	昭和41年10月	5.5	2.4
昭和44年	44.11	6.2	2.6
昭和48年	48.11	7.6	2.8(S49.11)
昭和51年	51.8	9.1	3.0
昭和55年	55.10	10.6	3.2
昭和60年	60.10	12.4	↓
平成元年	平成2.1	14.3	↓
		14.5(H3.1)	↓
平成6年	6.11	16.5	3.5
		17.35(H8.10)	3.2～3.8(H8.4)
平成12年		凍結	→ 凍結

(参考) 厚生年金基金の努力目標水準について

- 厚生年金基金の努力目標水準は、代行部分の2.84倍に相当する水準としている。

この水準は、厚生年金の給付と厚生年金基金の給付で、平均的な被用者の退職前の年間所得の6割程度を賄えるようにするものとして設定された。

(厚生年金法第132条)

- 1 基金が支給する老齢年金給付は、政令の定めるところにより、加入員の標準給与及び加入員であつた期間に基づいてその額が算定されるものでなければならない。
- 2 基金が支給する老齢年金給付であつて、老齢厚生年金の受給権者に支給するものの額は、当該老齢厚生年金の額の計算の基礎となつた被保険者であつた期間のうち同時に当該基金の加入員であつた期間(以下この項において「加入員たる被保険者であつた期間」という。)の平均標準報酬額の千分の五・四八一に相当する額に加入員たる被保険者であつた期間に係る被保険者期間の月数を乗じて得た額を超えるものでなければならない。
- 3 基金は、その支給する老齢年金給付の水準が前項に規定する額に二・八四を乗じて得た額に相当する水準に達するよう努めるものとする。

(注)

- ・ 昭和63年に厚生年金基金の努力目標水準が設定された際には、代行部分の2.7倍として設定された。
平成12年改正により、厚生年金基金の代行部分の給付が5%カットされたため、厚生年金基金の給付分の努力目標水準が高くなり、2.84倍に設定された。
- ・ なお、厚生年金基金の努力目標水準に達する積立金までは、特別法人税は非課税とされており、法人税法上、免除保険料率2.7倍の掛金を基にした積立金まで非課税とされている。
平成12年度改正時においても、免除保険料率は凍結され、免除保険料率には代行部分の給付の5%カットが反映されていないため、法人税法上は「2.7倍」に据え置かれている。

2 厚生年金基金の現状

(1) 設立形態

	基金数	事業所数	加入員数(千人)
総数	1,737	170,790	10,871
単独型	506	2,114	1,581
連合型	605	10,096	3,727
総合型	626	158,580	5,564

(平成14年3月末現在)

(2) 厚生年金基金数、加入員数及び資産額の推移

年度	基金数	加入員数(千人)	資産額(兆円)
2	1,474	9,845	25.6
3	1,593	10,678	28.8
4	1,735	11,571	32.2
5	1,804	11,919	35.4
6	1,842	12,051	38.4
7	1,878	12,130	41.8
8	1,883	12,096	45.0
9	1,874	12,254	50.1
10	1,858	12,002	53.3
11	1,835	11,692	62.2
12	1,801	11,396	58.0
13	1,737	10,871	57.0

(注1) 資産額は連合会分を含み、平成8年度までは簿価、平成9年度以降は時価である。

(注2) 数値は各年度末のものである。

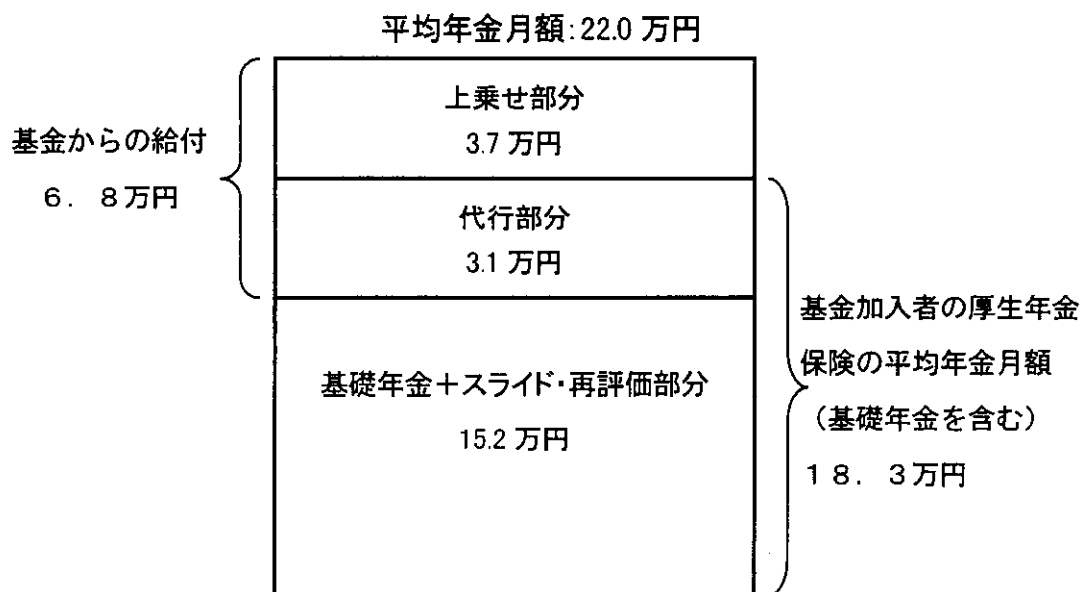
(3) 厚生年金基金の解散数の推移

	~H6'	H7'	H8'	H9'	H10'	H11'	H12'	H13'	H14'	計
総数	18	1	7	14	18	16	29	59(1)	73(9)	235(10)
単独型・連合型	16	0	3	11	16	13	27	56(1)	57(9)	199(10)
総合型	2	1	4	3	2	3	2	3(0)	16(0)	36(0)

(注) () は、解散のうち確定拠出年金への移行によるもの。

(4) 厚生年金基金加入員の平均的な給付

＜平成13年度末現在：月額＞



(注) 基金からの給付は、全額一時金選択者を除く年金受給者の平均額。

(5) 資産構成割合 (年次推移)

(単位：%)

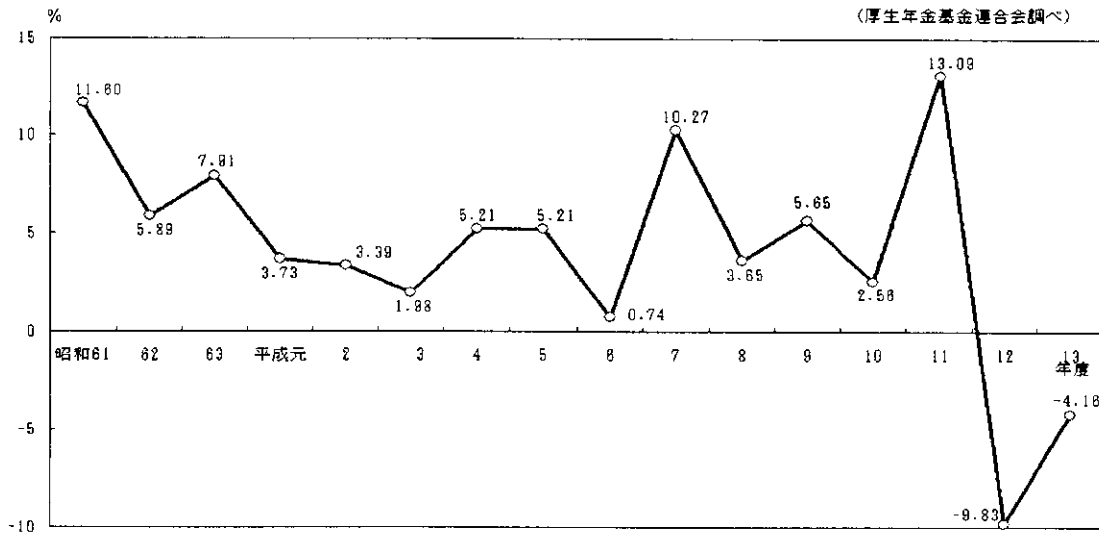
平成・年度	8	9	10	11	12	13
国内債券	25	24	22	22	21	21
転換社債	5	4	2	2	1	1
国内株式	16	22	28	36	34	32
外貨建債券	5	6	8	7	10	10
外貨建株式	10	16	17	18	18	20
一般勘定	31	24	18	11	11	12
その他	5	3	2	1	1	1
短期資金	2	2	3	3	2	3
合計	100	100	100	100	100	100

(注1) それぞれの資産構成割合は、調査対象基金合計の年度末資産総額に対する比率である。

(注2) 「その他」は不動産・貸付金等である。

資料：厚生年金基金連合会「厚生年金基金資産運用実態調査」

(6) 厚生年金基金の運用利回り（時価ベース）の推移



(資料) 厚生年金基金連合会「資産運用実態調査」

(注) 「格付投資情報センター」の調査では、平成14年度はマイナス12.1%（約170の企業年金を対象に15年1月までの実績、2月及び3月の推計値から算出した速報値）。

(7) 厚生年金基金と厚生年金本体の運用利回りの推移

(単位：%)

年度	S 41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52
厚生年金基金							9.02	9.22	9.58	9.57	9.51	8.99
厚生年金本体	6.41	6.47	6.46	6.45	6.46	6.47	6.47	6.38	6.60	6.93	7.03	7.13

年度	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	H 1
厚生年金基金	8.39	8.54	8.72	8.88	8.95	9.07	9.20	9.25	9.75	9.35	8.53	7.48
厚生年金本体	7.00	6.88	7.06	7.25	7.22	7.20	7.17	7.16	7.11	6.77	6.29	5.94

年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
厚生年金基金	6.85	5.71	4.15	4.36	3.21	3.51	2.64	5.74	2.49	13.09	▲9.93	▲4.34
厚生年金本体	5.90	5.97	5.82	5.52	5.34	5.24	4.99	4.66	4.15	3.62	3.22	1.99

年	H 11	12	13	14	15
最低責任準備金に付利率	4.66	4.15	3.62	3.22	1.99

- (注) 1. 厚生年金基金の利回りは、平成8年度までは簿価基準、平成9年度以降は時価基準である。
 2. 免除保険料率算定上の予定利率は5.5%である。
 3. 厚生年金本体の利回りは、平成12年度までは好意百分の実績、平成13年度は好意七分及び寄託分の実績である。

(8) 財政状況

	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8	平成9	平成10	平成11	平成12	平成13
剰余の あった基金	1,141 (68%)	1,057 (59%)	992 (54%)	885 (47%)	640 (34%)	781 (42%)	559 (30%)	1,505 (82%)	159 (9%)	96 (6%)
不足の あった基金	546 (32%)	722 (41%)	832 (46%)	988 (53%)	1,238 (66%)	1,093 (58%)	1,299 (70%)	329 (18%)	1,642 (91%)	1,640 (94%)
計	1,687	1,779	1,824	1,873	1,878	1,874	1,858	1,834	1,801	1,736

(注1) 平成8年度までは簿価基準、平成9年度からは時価基準である。

(注2) () 内の数値は、構成割合である。

(注3) 剰余がある基金の剰余の合計額：約 4,500 億円

不足がある基金の不足の合計額：約 6 兆 9,800 億円

基金全体でみた不足の合計額：約 6 兆 5,200 億円

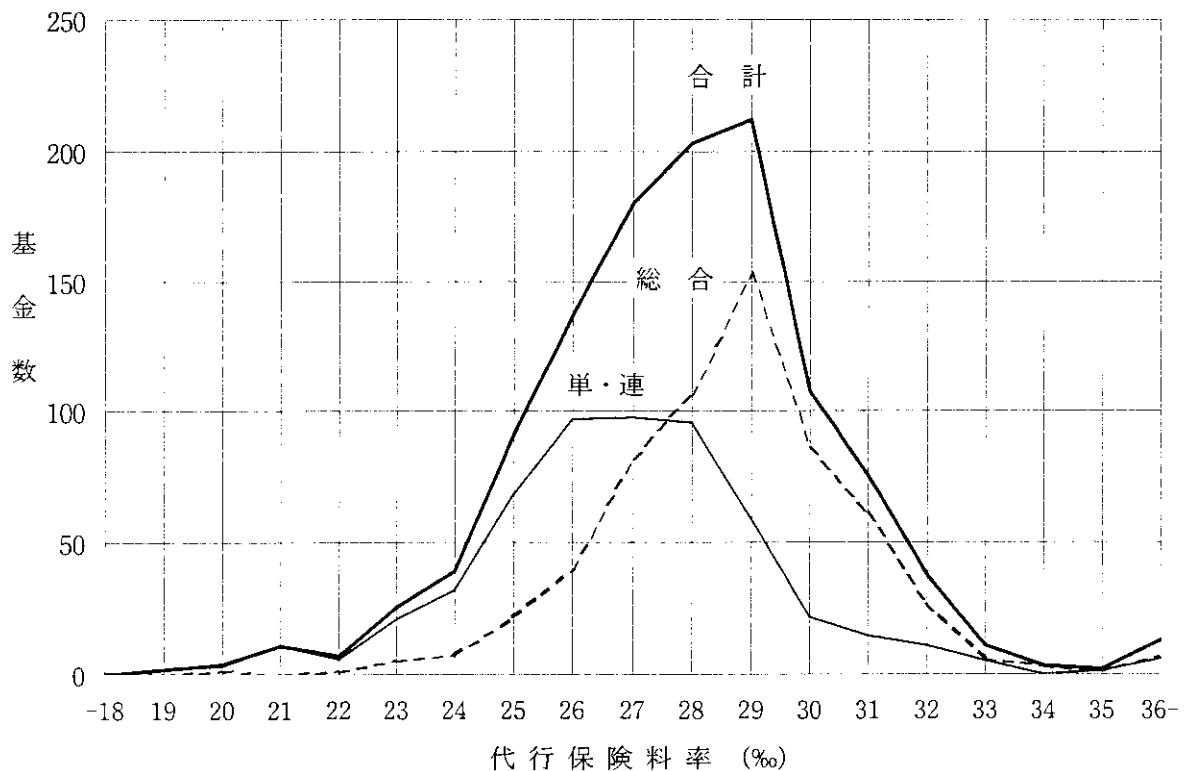
(9) 免除保険料率の分布

(免除保険料率の分布)

平成15年4月1日

	計	単独・連合	総 合
合 計	1,163 (100.0%)	554 (47.6%)	609 (52.4%)
2 4 ‰	89 (7.7%)	75 (6.4%)	14 (1.2%)
2 5 ‰	91 (7.8%)	69 (5.9%)	22 (1.9%)
2 6 ‰	137 (11.8%)	97 (8.3%)	40 (3.4%)
2 7 ‰	180 (15.5%)	98 (8.4%)	82 (7.1%)
2 8 ‰	203 (17.5%)	96 (8.3%)	107 (9.2%)
2 9 ‰	212 (18.2%)	59 (5.1%)	153 (13.2%)
3 0 ‰	251 (21.6%)	60 (5.2%)	191 (16.4%)

(代行保険料率の分布)



(注1) 代行保険料率の分布は、四捨五入した階級で作成している。

(注2) 2.3‰以下の基金数は 50 (単独・連合43、総合7)

3.1‰以上の基金数は 143 (単独・連合38、総合105) である。

(注3) 総基金数は平成15年3月末で1,656であるが、平成15年3月末までに法附則第30条第1項 (将来返上) の認可を受けた基金481、平成15年4月1日付け将来返上10、解散1、合併消滅2 (うち1は将来返上基金) のため免除保険料率が適用される基金数は1,163である。

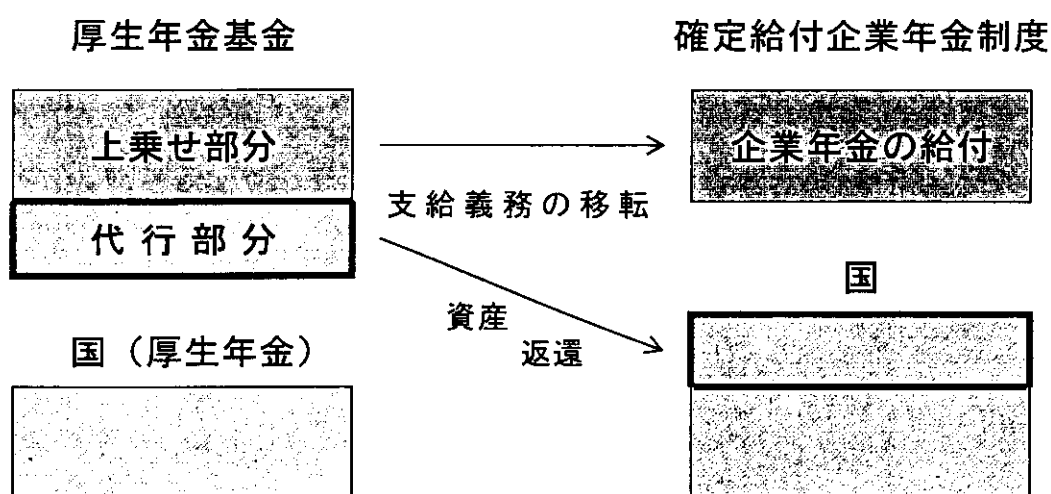
3 厚生年金基金の代行返上

代行返上の仕組み

○ 厚生年金基金の代行返上

厚生年金基金は、厚生年金本体の給付の一部を代行し、それに企業年金独自の給付を上乗せする制度。

厚生年金基金が確定給付企業年金制度（厚生年金の代行をしない）に移行する際、これまでの代行給付の支給の義務を国に移転する。



○ 実施時期

・ 将来返上 平成14年4月から施行

厚生年金基金は、厚生労働大臣の認可を受けた日以降の代行を行わないことができることとする。

※ 平成15年4月末日時点の将来代行返上基金数520

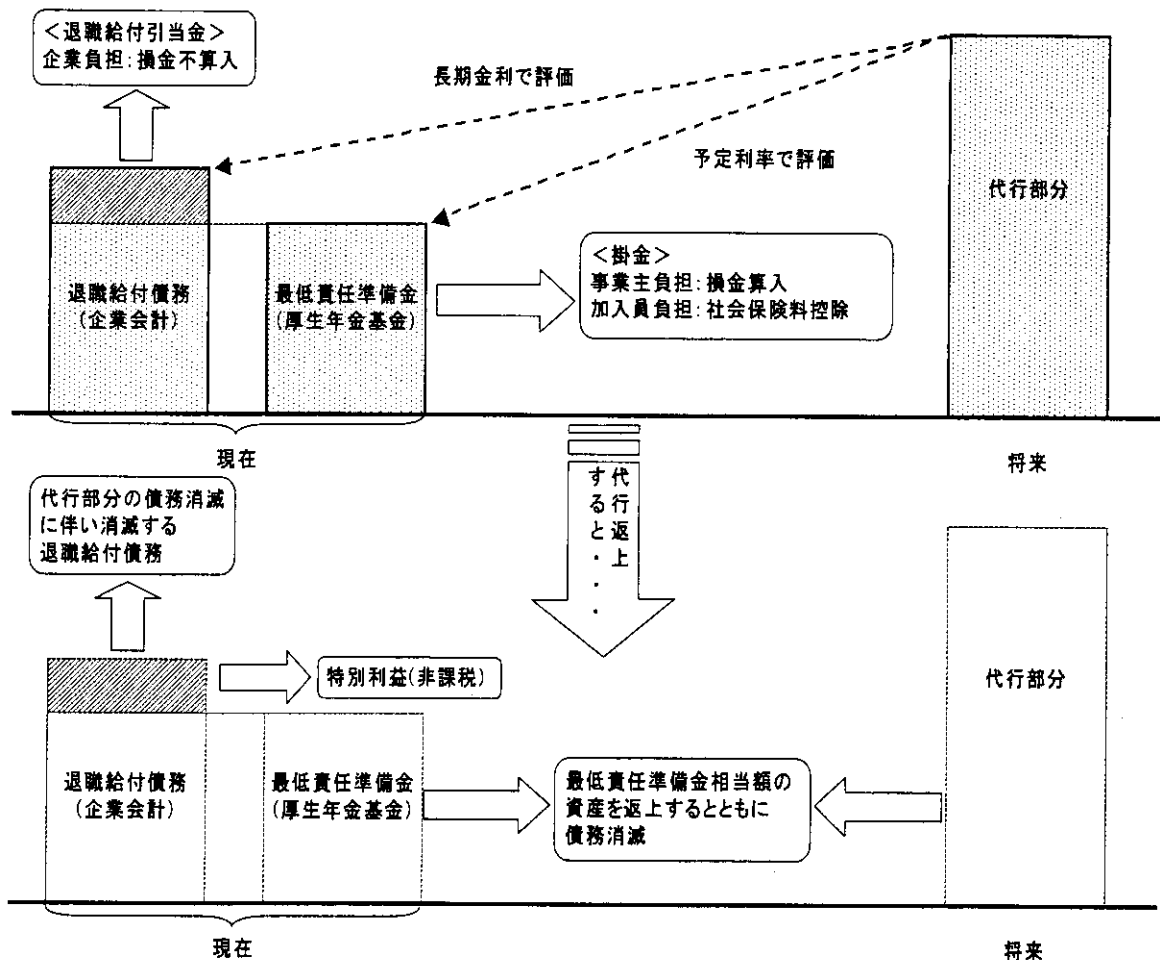
・ 過去返上 平成15年9月から施行予定

記録確認などが終了した厚生年金基金は、代行を行っていた期間について代行返上を行う。（いわゆる過去返上）

※ 現金以外に一定の条件の下で物納（株、債券）による国への資産の返還を認める。

(参考1) 退職給付に係る会計基準

- 母体企業の会計における企業年金の取扱いは、従来、年度中の掛金を損益計算書に計上すれば足りるものとされていたが、企業会計の基準が見直され、平成12年度からは、企業会計の基準に基づいて評価された積立不足を貸借対照表に負債計上することとされている。
- また、平成14年度からは、将来に向けて代行を行わないことについての認可を受けた厚生年金基金に関しては、企業年金の年金債務や年金資産を評価する際に、代行部分を全て外すことができるものとされた。



(参考2) 解散を前提とした将来返上措置 (平成15年1月通知)

○ 代行割れ基金で、解散を希望するものの、最低責任準備金の不足分を直ちに補填することが困難なものについて、将来返上を行い、計画に基づき一定期間で不足を補填した後、解散を行うことを認める措置。

○ この方法をとれば、

- ① 債務 (最低責任準備金) の拡大を防止
- ② 不足分について中長期的に計画的な拠出が可能

となる一方、

- ① 新規の免除保険料収入がなくなるが、過去加入期間に基づく基金の給付は続くため、各基金による財政のシミュレーションが重要。
- ② 資産規模が減少するため、運用環境が好転しても、利益を十分享受できない

などの問題あり。

